

交通違反の点数

○ 一般違反行為の点数

令和5年7月1日現在

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数		交通違反の種類	点数	酒気帯び点数		交通違反の種類	点数	酒気帯び点数			
		0.15以上 0.25未満	0.25以上			0.15以上 0.25未満	0.25以上			0.15以上 0.25未満	0.25以上		
無免許運転	25			急ブレーキ禁止違反	2	14	25	乗合自動車発進妨害	1	14	25		
酒気帯び運転	25	0.15以上 0.25未満	0.25以上	法定横断等禁止違反	2	14	25	割込み等	1	14	25		
過労運転等	25			追越し違反	2	14	25	自動車等交差点右左折方法違反	1	14	25		
妨害運転(交通の危険のおそれ)	25			路面電車後方不停止	2	14	25	交差点右左折等合図車妨害	1	14	25		
共同危険行為等禁止違反	25			踏切不停止等	2	14	25	指定通行区分違反	1	14	25		
大型自動車等無資格運転	12	19	25	遮断踏切立入り	2	14	25	交差点優先車妨害	1	14	25		
仮免許運転違反	12	19	25	優先道路通行車妨害等	2	14	25	緊急車妨害等	1	14	25		
速度超過	50km以上	12	19	25	交差点安全進行義務違反	2	14	25	交差点等進入禁止違反	1	14	25	
	30km以上50km未満	6	16	25	横断歩行者等妨害等	2	14	25	無灯火	1	14	25	
	高速道路等	40km以上50km未満	6	16	25	徐行場所違反	2	14	25	減光等義務違反	1	14	25
		30km以上40km未満	3	15	25	指定場所一時不停止等	2	14	25	合図不履行	1	14	25
	25km以上30km未満	3	15	25	整備不良	2	14	25	合図制限違反	1	14	25	
	20km以上25km未満	2	14	25	制動装置等	2	14	25	警音器吹鳴義務違反	1	14	25	
20km未満	1	14	25	尾灯等	1	14	25	乗車積載方法違反	1	14	25		
積載物重量制限超過	10割以上	6	16	25	作動状態記録装置不備	2	14	25	定員外乗車	1	14	25	
	5割以上	大型等	3	15	25	安全運転義務違反	2	14	25	積載物大きさ制限超過	1	14	25
		普通等	3	15	25	幼児等通行妨害	2	14	25	積載方法制限超過	1	14	25
	10割未満	普通等	2	14	25	安全地帯徐行違反	2	14	25	制限外許可条件違反	1	14	25
	5割未満	大型等	2	14	25	騒音運転等	2	14	25	牽引違反	1	14	25
普通等	1	14	25	携帯電話使用等	3	15	25	原付牽引違反	1	14	25		
無車検運行	6	16	25	消音器不備	2	14	25	転落等防止措置義務違反	1	14	25		
無保険運行	6	16	25	高速自動車国道等措置命令違反	2	14	25	転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	25		
放置駐車違反	駐停車等(高齢者等専用場所等以外)	3			本線車道横断等禁止違反	2	14	25	停止措置義務違反	1	14	25	
	駐停車等(高齢者等専用場所等)	3			高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	25	初心運転者等保護義務違反	1	14	25	
	駐禁等(高齢者等専用場所等以外)	2			免許条件違反	2	14	25	座席ベルト装着義務違反	1	14	25	
	駐禁等(高齢者等専用場所等)	2			番号標表示義務違反	2	14	25	幼児用補助装置使用義務違反	1	14	25	
駐停車違反	駐停車等(高齢者等専用場所等以外)	2	14	25	大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	25	乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14	25	
	駐停車等(高齢者等専用場所等)	2	14	25	自動運行装置使用条件違反	2	14	25	初心運転者標識表示義務違反	1	14	25	
	駐禁等(高齢者等専用場所等以外)	1	14	25	混雑緩和措置命令違反	1	14	25	聴覚障害者標識表示義務違反	1	14	25	
	駐禁等(高齢者等専用場所等)	1	14	25	通行許可条件違反	1	14	25	最低速度違反	1	14	25	
保管場所法違反	道路使用	3			通行帯違反	1	14	25	本線車道通行車妨害	1	14	25	
	長時間駐車	2			路線バス等優先通行帯違反	1	14	25	本線車道緊急車妨害	1	14	25	
警察官現場指示違反	2	14	25	道路外出右左折方法違反	1	14	25	本線車道出入方法違反	1	14	25		
警察官通行禁止制限違反	2	14	25	道路外出右左折合図車妨害	1	14	25	牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	25		
信号無視	赤色等	2	14	25	指定横断等禁止違反	1	14	25	故障車両表示義務違反	1	14	25	
	減点	2	14	25	車間距離不保持	1	14	25	仮免許練習標識表示義務違反	1	14	25	
通行禁止違反	2	14	25	高速自動車国道等車間距離不保持	2	14	25	環状交差点左折等方法違反	1	14	25		
歩行者用道路徐行違反	2	14	25	進路変更禁止違反	1	14	25	環状交差点通行車妨害等	2	14	25		
通行区分違反	2	14	25	追い付かれた車両の義務違反	1	14	25	環状交差点安全進行義務違反	2	14	25		
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	25										

○ 特定違反行為(悪質・危険な運転)の点数

特定違反行為の種別	点数
運転殺人等又は危険運転致死	62
運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷(治療期間3月以上又は後遺障害)	55
運転傷害等(治療期間30日以上)又は危険運転致傷(治療期間30日以上)	51
運転傷害等(治療期間15日以上)又は危険運転致傷(治療期間15日以上)	48
運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊)又は危険運転致傷(治療期間15日未満)	45
酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転(著しい交通の危険)又は救護義務違反	35

○ 特定違反行為(悪質・危険な運転)をしたことを理由に行政処分がなされた場合

過去3年以内の前歴回数	処分基準点数								
	免許の取消し(免許を受けることができない期間)								
	期間	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
0回	取消歴保有者			35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点以上
	その他の者	35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点~69点	70点以上
1回	取消歴保有者				35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点以上
	その他の者		35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点以上
2回	取消歴保有者					35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点以上
	その他の者			35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点以上
3回以上	取消歴保有者						35点~39点	40点~44点	45点以上
	その他の者				35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点以上

○ 一般違反行為をしたことを理由に行政処分がなされた場合

過去3年以内の前歴回数	処分基準点数						
	免許の停止	免許の取消し(免許を受けることができない期間)					
		期間	1年	2年	3年	4年	5年
0回	6点~14点	取消歴保有者			15点~24点	25点~34点	35点以上
		その他の者	15点~24点	25点~34点	35点~39点	40点~44点	45点以上
1回	4点~9点	取消歴保有者			10点~19点	20点~29点	30点以上
		その他の者	10点~19点	20点~29点	30点~34点	35点~39点	40点以上
2回	2点~4点	取消歴保有者			5点~14点	15点~24点	25点以上
		その他の者	5点~14点	15点~24点	25点~29点	30点~34点	35点以上
3回以上	2点~3点	取消歴保有者			4点~9点	10点~19点	20点以上
		その他の者	4点~9点	10点~19点	20点~24点	25点~29点	30点以上

交通事故などにつける点数

死亡事故	専ら行為者の不注意による場合	20点	
	その他の場合	13点	
重傷事故	治療期間3月以上又は後遺障害あり	専ら行為者の不注意による場合	13点
		その他の場合	9点
軽傷事故	治療期間30日以上3月未満	専ら行為者の不注意による場合	9点
		その他の場合	6点
建造物損壊事故	治療期間15日以上30日未満	専ら行為者の不注意による場合	6点
		その他の場合	4点
あて逃げ(物損事故)	治療期間15日未満	専ら行為者の不注意による場合	3点
		その他の場合	2点
専ら行為者の不注意による場合		3点	
その他の場合		2点	

- 交通事故のときは、違反の点数と事故の点数をあわせた点数によって処分されます。
- 免許の停止期間を除く1年間の免許期間中、無事故・無違反のときは、以前の点数は加算されず処分の対象になりません。
- 取消歴保有者とは、過去に免許の取消し・拒否・事後取消し又は6月を超える運転禁止を受けたことがある者が、欠格期間内又はこれに引き続く5年以内に違反行為をし、取消しになる場合をいう。
- 免許の停止期間を除く2年の免許期間中、無事故・無違反者は軽微な違反(1点、2点又は3点)をした場合、その後の3カ月無事故・無違反であれば、その軽微な違反は加算されません。
- 前歴0回で軽微な違反(1点、2点又は3点)の累積により6点に達し違反者講習を受講した場合には前歴とならず、また、講習の理由となった点数はその後の違反点数に加算されません。
- 停止処分・保留処分のほかに取消し処分・拒否処分を受けたことも「前歴」となります。